

## 第1章 公共施設等白書について

---

# 第1章 公共施設等白書について

## 第1節 公共施設等白書作成の目的

### 第1項 社会的な背景

#### (1) 人口減少等と資産の老朽化

わが国では高度経済成長をきっかけとして、昭和30年代から昭和50年代前半にかけて学校や道路などの公共施設等が集中的に整備されてきました。その結果、公共施設等の老朽化もほぼ同時期に進行しており、今後10年から20年程度のうちに大規模修繕や建替え等の更新が集中する見込みです。

こうした状況において「中央自動車道笹子トンネル天井板落下事故<sup>1</sup>」に見られるように、公共施設等の老朽化が原因と考えられる事故が全国各地で発生しており、公共施設等の利用者や維持管理主体の間では公共施設等の老朽化対策に関する危機意識が高まっています。

一方で、地方公共団体においては、歳入の伸び悩みや社会保障費の増大等により、公共施設等の維持管理や更新に必要な財源の不足が深刻化しており、限られた財源の中で公共施設等の維持管理や更新を適切に進めることが大きな課題となっています。

また今後急速に進行することが予測されている人口減少や少子高齢化を踏まえ、公共施設等のサービス内容や将来的に必要な数量等について、年代別人口の現況や将来見通しに合わせた抜本的な見直しが必要となっています。

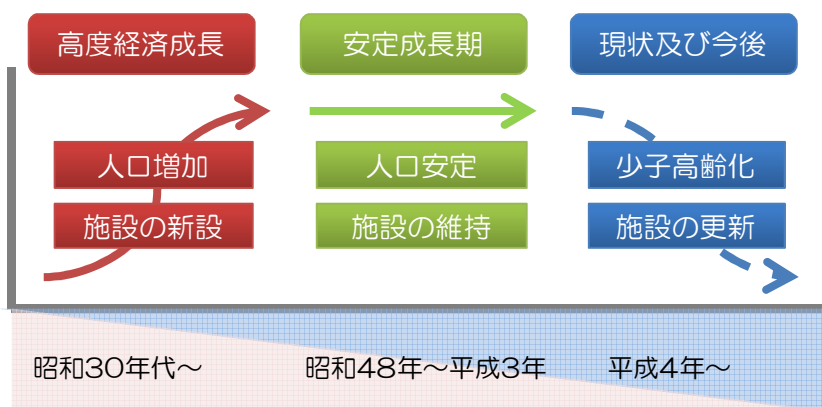


図 1-1 時代の変遷と公共施設等を取り巻く環境

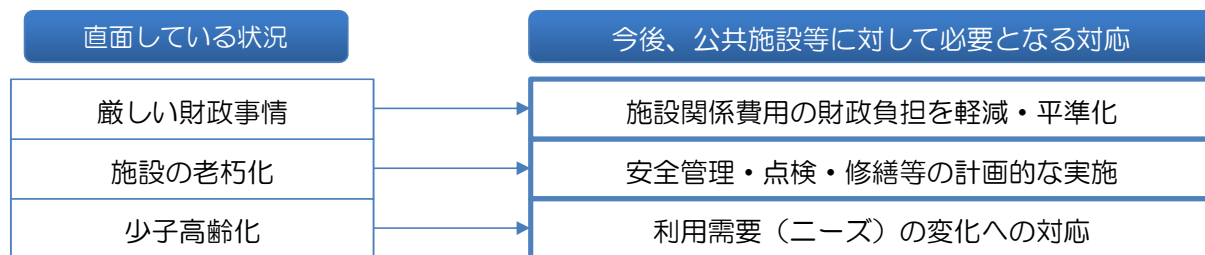


図 1-2 地方公共団体が直面している状況等

<sup>1</sup> 平成24年12月2日、中央自動車道の笹子トンネル内上り線においてトンネル天井板が落下し、車両3台が巻き込まれる事故が発生しました。人的被害として死者は9人、負傷者は2人でした。

(2) 国及び地方公共団体の動き

国においては、平成25年11月29日、国民生活やあらゆる社会経済活動を支える各種施設をインフラとして幅広く対象とし、戦略的な維持管理、更新等の方向性を示す基本計画として「インフラ長寿命化基本計画」を策定しています。

そのうえで平成26年4月には全国の地方公共団体に対し、「インフラ長寿命化基本計画」を踏まえた地方公共団体の行動計画である『公共施設等総合管理計画』の策定要請<sup>2</sup>を行いました。

公共施設等総合管理計画は、公共施設等に関する現状と将来の見通しを踏まえ、中長期的な視点に基づいた老朽化対策の実施と維持更新に係る財政負担の平準化、将来人口の変化を踏まえた公共施設等に関するサービス内容の見直し等を行うための各種基本方針を盛り込んだ計画（行動計画）です。

道路、河川、学校等の個別施設ごとの維持管理や総量縮減等に関する計画（個別施設計画）は、公共施設等総合管理計画における各種基本方針を踏まえて策定することとなります。

このように、国及び地方公共団体をあげて、国民の暮らしの安心と安全を守り、将来的に持続可能な社会を築くための基盤となる公共施設等についての様々な計画の策定が求められています。

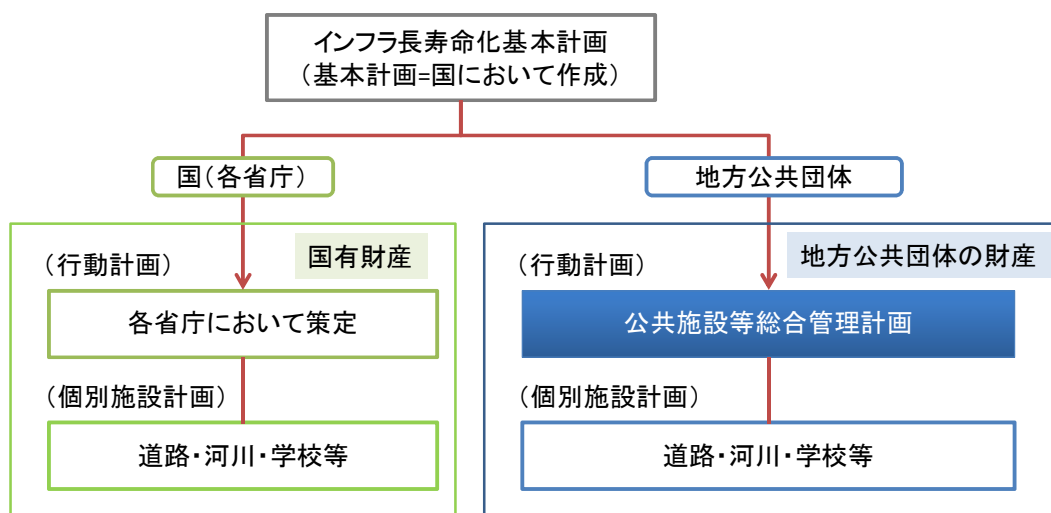


図 1-3 国及び地方公共団体の動き

第2項 東大和市の取り組み

本市においては、昭和40年代より学校の建設が本格化し、以後急増する人口と急速な都市化の波に押されながら公共施設、道路や橋梁、公共下水道などを集中的に整備してきました。

今後は、将来的な公共施設等の老朽化や人口減少等を見据えて、公共施設等の更新に必要な財政負担額の平準化や公共施設等に関するサービス内容の見直しなど、将来的な視点を盛り込んだ公共施設等の管理に関する基本的な方針を策定する必要があります。

そこで、本市においては平成25年12月より副市長及び部長職で構成する「公共施設最適化検討委員会」を設置し、東大和市公共施設等総合管理計画（以下「公共施設等総合管理計画」といいます。）の策定を柱とした各種の議論を重ねているところです。

<sup>2</sup> 「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の策定について」（総財務第75号平成26年4月22日総務省自治財政局財務調査課長通知）

具体的には、公共施設等総合管理計画について平成28年度末までを策定期間とし、公共施設等の現状及び将来見通しの分析を進めるほか、市民の皆様との問題意識の共有を図り、公共施設等の管理に関する基本的な方針を策定することとしています。

### 第3項 公共施設等白書作成の目的

東大和市公共施設等白書（以下「公共施設等白書」といいます。）は、公共施設等総合管理計画の策定過程において、本市が保有する公共施設等の現状及び将来見通しを分析してその内容を公表するものです。

公共施設等白書を広く市民の皆様にお読みいただき、日頃ご利用いただいている公共施設等の現状と見通しについて理解を深めていただくとともに、公共施設等総合管理計画の策定及び計画的な公共施設等の維持管理を実現するため、市民の皆様との情報共有を図ることを目的として作成しました。

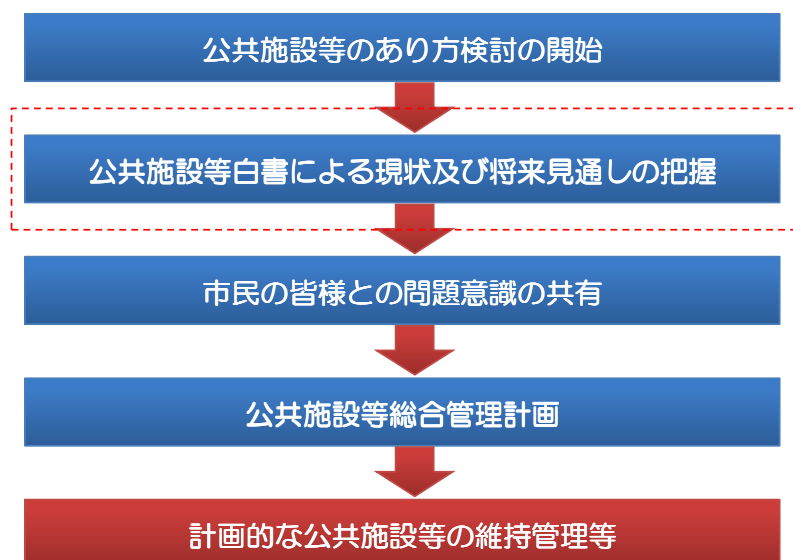


図 1-4 東大和市の取組みと公共施設等白書の位置づけ

## 第2節 公共施設等白書における留意点

### 第1項 対象とする資産

公共施設等白書では学校や公民館等の建築系の公共施設、道路や下水道等のインフラ系の公共施設及び工作物を対象とし、これらを「公共施設等」と総称しています。

こうして定義した「公共施設等」を東大和市公有財産規則における公有財産の分類でみると、公共施設等白書においては土地・建物・工作物を対象とし、立木・動産・物権・無体財産権・有価証券・出資による権利については、公共施設等白書において直接的に取り上げることはありません<sup>3</sup>。

また、公共施設等の所有形態としては、公共施設等のサービス内容や市の財政負担を分析する見地より、本市が所有する場合以外にも、東京都や民間から土地や建物を借り上げている場合も含まれます。

<sup>3</sup> 土地・建物・工作物の数量、建物・工作物の老朽化を分析することに主眼を置いていますが、公共施設等の運営支出を分析する際に「備品購入費」として間接的に動産を取り上げる例はあります。

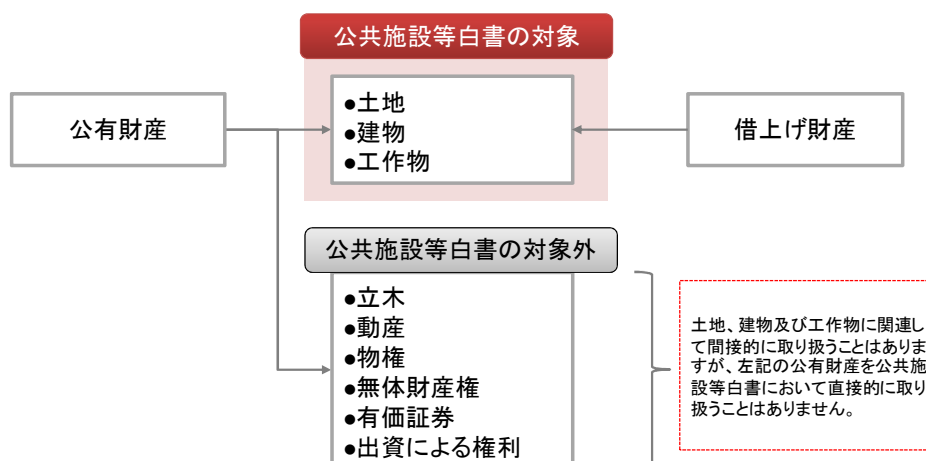


図 1-5 対象とする資産

## 第2項 使用しているデータ類

### (1) データの時点等

公共施設等白書で用いるデータは、平成26年度に実施した公共施設等に関する庁内調査（運営状況や利用状況等）をもとに平成23年度から平成25年度の数値を原則として採用しています。公有財産台帳については平成25年度末時点の数値を使用しています。

ただし、財政や人口に関する公表数値についてはそれぞれ最新時点のデータを使用するように努めており、各分析内容において使用したデータの公表時点を注記しています。

また和暦の表記にあたっては特に断りの無い限りは「年度」を単位としています。

### (2) 端数処理

公共施設等白書における図表で使用している数値は、端数処理の関係で合計と内訳が一致しない場合があります。また、文章中で記述している数値に関しても、億円単位あるいは万円単位で記載しているため、図表の数値と完全には一致しないことがあります。

### (3) 公共施設等の用途分類

公共施設等白書において採用している公共施設等に関する分類は、東大和市公有財産規則に準拠しつつ、公共施設等の整理分析やあり方検討を進める観点により独自に設定しています。

したがって、東大和市の行政機構や他自治体の公共施設等白書などにおける分類と必ずしも一致するものではありません。

### (4) 使用している地図について

公共施設等白書内で使用している地図の一部（背景図）には、国土地理院が提供する基盤地図情報（縮尺2500分の1電子地形図）を使用しています。

第3節 対象とする施設等の一覧

表 1-1 対象とする建築系の公共施設

平成25年度末時点

No.	大分類	中分類	細分類	施設内容	施設数		
01	学校教育系施設	学校	小学校	第一小学校、他9校	10		
			中学校	第一中学校、他4校	5		
		学校給食センター		第一学校給食センター 第二学校給食センター	2		
		その他の教育施設	サポートルーム	サポートルーム(第一中学校敷地内)	1		
			教育相談室	さわやか教育相談室(第三小学校内)	1		
02	市民文化施設	集会施設	地区会館	奈良橋地区会館(奈良橋市民センター内) 南街地区会館(公民館)(南街市民センター内) 上北台地区会館(公民館)(上北台市民センター内) 向原地区会館(向原市民センター内) 清原地区会館(清原市民センター内) 新堀地区会館	(注1) 6		
			集会所	芋窪集会所 湖畔集会所 清水集会所 仲原集会所 桜が丘集会所(桜が丘市民センター内) 玉川上水集会所(注2)	6		
		社会教育文化施設	図書館	中央図書館 桜が丘図書館(桜が丘市民センター内) 清原図書館(清原市民センター内)	3		
			市民会館	市民会館(ハミングホール)	1		
			郷土博物館	郷土博物館	1		
			文化財・文化施設	(仮称)郷土美術館 慶性門 旧日立航空機(株)変電所	3		
			公民館	中央公民館 南街公民館(地区会館)(南街市民センター内) 狭山公民館 蔵敷公民館 上北台公民館(地区会館)(上北台市民センター内)	5		
		その他社会教育文化施設	陶芸小屋	1			
		03	スポーツレクリエーション施設	スポーツ施設	運動施設	上仲原公園運動施設(テニスコート、野球場・陸上競技場)	1
					ゲートボール場	奈良橋ゲートボール場 清水ゲートボール場 新堀ゲートボール場	3
多目的広場	芝中多目的広場				1		
市民広場	桜が丘市民広場				1		
市民プール	市民プール(更衣室棟)				1		
市民体育館	市民体育館				1		
レクリエーション施設	下立野林間子ども広場キャンプ訓練施設 狭山緑地(アスレチックコース)			2			
04	産業系施設	市民農園	ファーマーズセンター 山王市民農園 中央西市民農園	3			
05	子育て支援施設	保育園	狭山保育園	1			
		児童施設	児童館	ならはし児童館(奈良橋市民センター内) なんがいが児童館(南街市民センター内) かみきたが児童館(上北台市民センター内) さくらがおか児童館(桜が丘市民センター内) むこうはら児童館(向原市民センター内) きよはら児童館	6		
			学童保育所	学童保育所第一クラブ、他9クラブ(注3) 桜が丘クラブ	11		
		その他子育て支援施設	子ども家庭支援センター	1			

No.	大分類	中分類	細分類	施設内容	施設数
06	保健・福祉施設	高齢者施設	老人福祉館	老人福祉センター(奈良橋市民センター内) 南街老人福祉館 上北台老人福祉館(上北台市民センター内) 向原老人福祉館(向原市民センター内) 清原老人福祉館(清原市民センター内)	5
			老人集会所	芋窪老人集会所	1
			高齢者ほっと支援センター	高齢者ほっと支援センターきよはら	1
			高齢者在宅サービスセンター	高齢者在宅サービスセンターむこうはら 高齢者在宅サービスセンターきよはら	2
			高齢者住宅	高齢者住宅ピア芋窪	1
		障害者施設	みのり福祉園 やまとあけぼの学園 のぞみ集会所	3	
		保健施設	保健センター 休日急患診療所	2	
07	行政系施設	庁舎等	市役所	市役所本庁舎	1
		保管倉庫		湖畔ストックヤード 中央ストックヤード 生活文化財保存庫	3
		リサイクル施設		東大和市暫定リサイクル施設	1
08	市民センター(複合施設の共用部分)		奈良橋市民センター 南街市民センター 上北台市民センター 桜が丘市民センター 向原市民センター 清原市民センター	6	
09	消防施設	消防団詰所		消防団第一分団詰所、他6か所	7
10	防災施設	備蓄倉庫		上中原備蓄庫 奈良橋備蓄庫 蔵敷備蓄庫 市役所地下備蓄庫(市役所本庁舎) 市役所総務部倉庫(市役所現業棟)	5
		備蓄コンテナ			16
11	公共住宅	市営住宅		市営住宅第1団地、他3団地	4
12	都市公園	その他公園施設	公園内施設(管理棟、管理事務所)	上中原公園管理棟 狭山緑地管理事務所	2
13	公衆衛生施設	公園内便所		公園内施設(トイレ)	20
		公衆便所		東大和市駅前広場(トイレ) 玉川上水駅前広場(トイレ)	2
14	駐車場・駐輪場	自転車等駐車場		東大和市駅自転車等駐車場 玉川上水駅自転車等駐車場 武蔵大和駅自転車等駐車場 上北台駅自転車等駐車場 桜街道駅自転車等駐車場	5
15	駅前広場	駅前広場(東大和市駅・玉川上水駅)		駅前広場(バス・タクシー上屋)	2
16	その他	その他施設		旧第二学童クラブ(貸付建物) シルバー人材センター(貸付建物) 中央地区福祉集会所(貸付建物)	3
合 計					169

(注1) 地区会館は条例上6か所設置しており、うち2か所は公民館と共用しています。

(注2) 玉川上水集会所は平成26年4月の開所ですが平成25年度に建物を竣工しており本白書で扱っています。

(注3) 学童保育所のうち4か所は市民センター内に設置されています。

表 1-2 対象とする公共施設等(インフラ系)

平成 25 年度末時点

No.	大分類	中分類	数量
1	道 路	道路(認定)	延長約210km
		道路(認定外)	延長約11km、321路線
2	橋 梁	橋梁(認定)	延長約617m、55か所
3	下 水 道	管渠	延長約239km
4	公 園	都市公園	94か所(公園78、緑地16)
		こども広場	18か所

(注) 道路(認定)は、道路法により市が管理する道路(市道)です。道路(認定外)は、道路法によるものではありませんが市が管理する道路です。

(注) 公園遊具等については、公園(インフラ系の公共施設)に含めて扱っています。

表 1-3 対象とする公共施設等(工作物)

平成 25 年度末時点

No.	分 類	細分類
1	舗 装 関 係	駐車場舗装、テニスコート
2	貯 槽 類	雨水貯留槽、貯水槽
3	屋 外 プ ー ル	プール(小・中学校プール、市民プール)
4	道 路 附 属 物	街路灯(防犯灯)、反射鏡(カーブミラー)、交差点ブロック等
5	地 上 構 築 物	ナイター設備、公園遊具等、防犯塔(看板)、慰霊塔、石碑、ベンチ、防災無線、標識・看板

(注) 公園遊具等については、公園(インフラ系の公共施設)に含めて扱っています。

表 1-4 土地(行政財産・普通財産)

平成 25 年度末時点

No.	分 類	面 積
1	行 政 財 産 ( 土 地 )	507,665.92 m <sup>2</sup>
2	普 通 財 産 ( 土 地 )	17,885.80 m <sup>2</sup>
合 計		525,551.72 m <sup>2</sup>